預託等取引業者名 所在地 電話番号 代表者の役職名・氏名 印

(年 月)

月 次 保 有 状 況 表

(特定商品等の預託等取引契約に関する法律第3条の規定により顧客に交付する書面)

1	特定商品及び施設利用権の種類	:_	(令第1条第	項第	号)
	(細目)	:			

- 2 保有の状況
 - (1) 保有の状況一覧

(単位: 円、%)

		A:契約の目的となつている				B:契				
番	月	特定商品及び施設利用権				なつてい	ハない特定	C : É	計	
	末	(a:契約残高)		(b:実地		商品及び施設利用		(実地たな卸高)		時 価
号	号 日 (a:突形残尚)		たな卸高)		権(実地たな卸高)					
		数 量	金 額	数 量	金額	数 量	金 額	数 量	金 額	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

(2) 時価の算定方法等										
(3)運	用の状況	一覧					(単位:	円)		
		害田二次	₩ 1		運用先資産					
運用日		運用元資			運用日		=	当月末		
	科目	数 量	時 価	科目	数量	時 価	数 量	時 価		
3 特定商	3 特定商品及び施設利用権の状況									
4 事業拠	4 事業拠点ごとの保有の状況									

b:契約の目的となつている特定商品及び施設利用権の実地たな卸数量

B:契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権の実地たな卸数量

番	月末	事業拠点1		事業拠点2		事業拠点3				合	計
号	日	b	В	b	В	b	В	b	В	b	В
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

事業拠点1

名 称: 所在地:

事業拠点2

名 称: 所在地:

事業拠点3

名 称: 所在地:

•

.

5 預託者数: 人)(年 月末現在)

(記載上の注意)

第1 一般的事項

- 1 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。
- 2 作成の対象となる当月の状況について、一月ごとに記載すること。ただし、作成の対象となる月の翌月 10 日以内の日に本書面を交付する場合にあつては、直近月の直前の月を当月として記載することができる。
- 3 「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、「一」と記載すること。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「0」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること(合計欄も同様)。
- 4 「数量」の欄には、特定商品及び施設利用権の種類に応じた適切な単位を付すこと。

第2 個別事項

1 特定商品及び施設利用権の種類(細目)について

「特定商品及び施設利用権の種類」の欄には、施行令第1条に定める特定商品及び施設利用権のいずれに該当するかが明確となるように記載することとし、内書(括弧書)として施行令第1条に定める物品又は権利のうち該当する項及び号を「令第1条第○項第○号」のように記載すること。また、「細目」には、預託等取引契約において、「種類」よりも詳細に特定商品及び施設利用権の内容を特定している場合における当該内容が明らかになるように記載すること。

- 2(1)保有の状況一覧について
 - (1) 特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに作成すること。
 - (2) 当月分の月次保有状況表は、当月末時点における特定商品及び施設利用権の保有状況を番号「12」の行に記載し、そこから一月ごとに遡つて、過去1年間の保有状況について記載すること。
 - (3) 「月末日」の欄には、「○年○月末」と記載すること。
 - (4) A~Cの「金額」及び「数量」の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
 - A 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権(預託等取引契約が締結されている特定商品及び施設利用権)に係る、次のa及びbの事項
 - a 預託等取引業者が預託を受けている特定商品及び管理している施設利用権 の契約残高
 - b 預託等取引業者が預託を受けている特定商品及び管理している施設利用権 の実地たな卸
 - B 預託等取引業者が保有する預託等取引契約の目的となつていない特定商品及

び施設利用権(すなわち、預託等取引契約の対象資産となる在庫)の実地たな 卸

- C 預託等取引業者が保有する預託等取引契約の目的となつている特定商品及び 施設利用権(Ab)並びに預託等取引業者が保有する預託等取引契約の対象資 産となる在庫(B)の実地たな卸の合計
- (5) 「時価」の欄には、特定商品及び施設利用権の時価を記載すること。なお、時価とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。
- (6) a の数量と b の数量との間に差異が生じている場合においては、その原因(他の資産への運用又は減耗等)の別に差異の内訳を脚注すること。

2(2)時価の算定方法等について

2 (1) 保有の状況一覧の「時価」の欄の算定方法として市場価格に基づき算定した場合には当該市場の名称及び取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合には当該算定方法を記載すること(時価を把握することが極めて困難と認められる場合には、その旨及びその理由を記載すること。)。

2 (3) 運用の状況一覧について

- (1) 「科目」の欄には、預託を受けた特定商品及び管理する施設利用権(以下「運用元資産」という。)について、他の資産(以下「運用先資産」という。)に運用している場合(すでに他の資産に運用していた資産を、さらに別の資産に運用している場合を含む。また、当該運用した日を「運用日」という。以下同じ。)におけるそれぞれの資産の科目を記載すること。
- (2) 「運用元資産」の「数量」の欄には、運用日における「運用元資産」の実地たな卸数量を記載すること。
- (3) 「運用元資産」の「時価」の欄には、運用日における「運用元資産」の時価を 記載し、その算定方法については、市場価格に基づき算定した場合には当該市場 の名称及び取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定した場合 には当該算定方法を脚注すること(時価を把握することが極めて困難と認められ る場合にはその旨及びその理由を脚注すること。)。
- (4) 「運用先資産」の「数量」の欄には、運用日及び当月末における「運用先資産」 の実地たな卸数量を記載すること。
- (5) 「運用先資産」の「時価」の欄には、運用日及び当月末における「運用先資産」 の時価を記載し、その算定方法については、市場価格に基づき算定した場合には 当該市場の名称及び取引価格を、市場価格が観察されなかつたため合理的に算定 した場合には当該算定方法を脚注すること(時価を把握することが極めて困難と

認められる場合には、その旨及びその理由を脚注すること。)。

(6) 「運用先資産」の運用日における数量と当月末における数量との間に差異が生じている場合においては、その原因(他の資産への運用又は減耗等)の別に差異の内訳を脚注すること。

3 特定商品及び施設利用権の状況について

特定商品及び施設利用権の種類(細目)ごとに、これらの特性に応じたリスク(固有の滅失若しくは毀損のリスク)、運用を予定している場合にはその運用方針及び管理体制等について記載することとし、運用を予定していない場合にはその旨脚注すること。なお、「特性に応じたリスク(固有の滅失若しくは毀損のリスク)」とは、例えば、特定商品が貴金属等の場合には盗難等、生物資産の場合には死亡、枯死又は腐敗等、施設利用権の場合には発行会社の経営状況の悪化等が考えられる。また、「管理体制等」には、特定商品及び施設利用権の特性に応じたリスクの減殺方法並びに保管体制等が含まれるものとする。

4 事業拠点ごとの保有の状況について

- (1) 預託等取引契約の目的となつている特定商品及び施設利用権並びに預託等取引契約の対象資産となる在庫の保有数(実地たな卸数量)について、事業拠点(営業所や生産又は製造施設等)ごとに「2 保有の状況」に準じて記載すること。
- (2) 事業拠点の種類、名称及び所在地(市町村名まで)を脚注すること。
- (3) 事業拠点が3箇所以上ある場合には、上記様式の「・・・」に追加すること。

5 預託者数について

「預託者数」には、当月末現在における預託者数を記載すること。